

(件名) 請願・陳情処理要領(昭和42年6月29日議会運営委員会決定)の廃止,
又は、県の例規集への掲載を求める陳情

(陳情の趣旨)

地熱不正の是正を求める陳情であった、

令和3年9月提出の「鹿児島県下の自治体において、国や県からの助成・補助を受けて行った事業の成果物のネット公開を義務付けることを求める陳情」

令和2年2月提出の「行政と司法当局のなれ合いが見られるため、司法当局の姿勢を県議会の場でただすことを求める陳情」が審査されず、議会各会派への陳情書及び参考資料一式の配布で済まされている。

更に、平成30年3月議会へ提出した地熱開発に関する陳情が、「同一人物からの同趣旨の陳情が一年以内提出された場合には、委員会に付託しない」という内規に該当するとして各会派への配布のみとなった。

しかし、この内規自体が請願・陳情処理要領(昭和42年6月29日議会運営委員会決定)には見当たらない。担当課に問い合わせると、第4条第1項の(6)前各号のほか、委員会審査になじまないおそれのあるものを解釈して、「同一人物からの同趣旨の陳情が一年以内提出された場合には、委員会に付託しない」という運用をしてきているとのことであった。

しかし、「委員会審査になじまないおそれのあるもの」という表現と、「同一人物からの同趣旨の陳情が一年以内提出された場合には、委員会に付託しない」では、意味がハッキリと異なる。「委員会審査になじまないおそれのあるもの」から「同一人物からの同趣旨の陳情が一年以内提出された場合には、委員会に付託しない」という解釈が導き出されるのであれば、解釈次第でどのような陳情、請願も委員会審査にかけないことが可能になってしまう。

鹿児島県の会議録で「請願・陳情処理要領」を検索をかけると、121文書、131発言がヒットし、最も早い時期は2006年3月13日の平成18年環境生活厚生委員会である。(なお、「陳情処理要領」で引いても、2006年3月13日が最も古い発言で、123文書、133発言。)

この会議録のデータベースは、本会議については昭和60年(1985年)以降、委員会は平成7年(1995年)以降からのものである。本会議では、1985年から2005年までの20年間、委員会では1995年から2005年までの10年間、議会審議の中で「陳情処理要領」という言葉が使われていなかったことになる。しかし、2006年から2022年までの約15年間で120回程度言及があったことになる。

以上のようなことはとても不自然であり、鹿児島県及びその県議会が地熱開発を組織的に回避しているように見える。地熱は安定電源であり、今後、化石燃料価格の高騰があるため、地熱開発をすることは鹿児島県に取り、とても大きな助けになる。そのような地熱に関する陳情が請願・陳情処理要領を理由に委員会審査にもかけられず、実質門前払いされているのは非常に不合理である。

以上の趣旨により、下記のことを陳情する。

記

1. 請願・陳情処理要領(昭和42年6月29日議会運営委員会決定)を廃止すること。
2. 仮に廃止しない場合は、県の例規集に掲載すること。

以上